



## 大内義弘の百濟先祖伝承の意義

金, 羅喜

---

**(Citation)**

国文学研究ノート, 56:13-30

**(Issue Date)**

2017-03-31

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCDOI)**

<https://doi.org/10.24546/E0041512>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041512>



# 大内義弘の百濟先祖伝承の意義

金 羅喜

## 一、はじめに

大内氏は百濟国聖(明)王(？―一五五四)の第三子琳聖太子が周防国へ着岸した後、聖徳太子に謁見し、大内県を采邑として多々良の姓を賜わったことから始まると伝わる<sup>1)</sup>。諸研究によると、大内氏の百濟先祖伝承は『朝鮮王朝実録』(以下、『実録』)定宗一年(一三九九)七月十日条を文献上の初見とし、現存する琳聖太子関連墓所や遺品などの製作時期も室町時代であると推定されるため、この頃に大内氏の手によって作られたとされている<sup>2)</sup>。中世には、一般的に自分の先祖を源・平・藤・橘の四姓に求めていたことを考えると、大内氏が自分の出自を朝鮮半島の百濟であると主張したのは注目に値する。特に大内氏の先祖伝承はその内部から発信された言説であるので、大内氏を理解するために重要な論点であると言えよう。従って、その出自に関しては大内氏関連の諸研究の中によく紹介されている<sup>3)</sup>。これらの研究によって伝承の内容が義弘から政弘にいたる約百年の間に、曖昧な形から具体的な形へ拡大していたことが明らかにされている。しかし、これらの研究では伝承の初見として『実録』定宗一年七月十日条を挙げ、大内氏の百濟先祖伝承の起源

を義弘に求めてはいるものの、その意義についてはさほど評価していないことが指摘できる。それは義弘の先祖伝承が国内の文献では確認できず、韓国側の文献のみに記され、内容的にも具体性が欠けること、また義弘の後を継いだ大内盛見が義弘の単純な百濟先祖伝承に琳聖太子という人物を登場させ、先祖伝承の地を整備したことなどが、相対的に注目されたことに起因するだろう。しかし、盛見に先立って大内氏を百濟の子孫に位置付けようとした義弘の言説は、たとえ直接的な文献によって立証することに限界があるとしても以後の大内氏の先祖観・家認識を考える際に重要な始点であると考える。そこで本稿では、義弘による百濟先祖伝承の言説を検討し、その目的と意義について論じることとする。

## 二、義弘による百濟先祖伝承の言説について

――『高麗史』と『朝鮮王朝実録』を中心に――  
まずは、従来大内氏による先祖伝承の初見として挙げられた『実録』定宗一年(一三九九)七月十日条より、約二千年前の『高麗史』巻百十四列伝二十七「河乙沚伝」を確認しておきたい。<sup>4)</sup>

初日本大内義弘、謂其先出於百濟、以我為宗國、嘗欲禁諸島倭侵擾我疆。會本國使韓國柱如九州、請禁賊、義弘遣麾下朴居士、以其兵一百八十六人与之偕、謂國柱曰。以我軍為先鋒、貴國師繼之、海賊不足平也。至是、倭寇雞林、居士率兵與戰、乙沚逗遛不救、居士軍大敗、得脫者、纔五十人。

（『高麗史』卷百十四列伝二十七「河乙沚伝」）  
ここには正確な年月は記されていないが、『高麗史』禰王五年（一三七九）五月戊寅条に「韓國柱還自日本、大内殿義弘、遣朴居士、率其軍一百八十六人、偕來。」とあるのと一致するので、大抵の時期が予想できる。これによると、義弘は自分の先祖を百濟の出身であると言つて高麗を宗國とし、以前から諸島の倭寇が高麗を侵寇することを禁止しようとした。ちょうど高麗の使者である韓國柱が九州から歸国するとき、義弘が家臣の朴居士と兵一八六名を動行させる。そこで朴居士は、鶏林（現在の韓國慶尚北道の慶州）へ侵入してきた倭寇と戦つたが、鶏林元帥の河乙沚が助けようともせず逃げてしまったので、わずか五十人しか生き残らなかつたという。これは義弘と高麗の間に一定の交流があり、さらに義弘が高麗人と思われる家臣がいたことを示す史料として紹介されてきた。しかし、義弘の主張に注目すると、『実録』より約二十年前から自分の先祖が百濟の出身であると言ひ続けてきたことがわかる。

康暦元年（天授五年、一三七九）九州探題の今川了俊は、九州における対外交渉を独占していた。当時の高麗（後の朝鮮を

含めて）側にとって日本との通交における最大の争点は倭寇の禁庄であり、他の外交や通商はすべて二次的な課題であつた。このことを了俊は正確に理解していたようで、彼の対高麗外交の特徴は倭寇の禁庄・懷柔を通して自分の統制下に置き、高麗に見返しを確保する方法であつた。今回の韓國柱の来日も『高麗史』によると「九州節度使の源了俊」に倭寇の禁庄を要請するためであつた。この時、義弘から高麗へ援軍を差し出したのである。この援軍が了俊の命令による可能性も排除できないが、いずれにせよ九州の戦乱中に高麗まで兵力を派遣するのは当然負担であつたはずである。しかしながら、義弘が援軍の支援に乗り出したのは、高麗との関係がそれほどの価値を持つていたことを意味するだろう。義弘と高麗の交流については、管見の限り以上の『高麗史』の記事以外は確認できず、その実態を明らかにすることは難しい。しかし、義弘が対高麗外交における倭寇の問題の重要性を理解し、それを適切に利用するうえで、自分の先祖を強調する言説を發したことの意味は重要であろう。少なくとも義弘は高麗と交流する（または交流を願つていた）勢力（今川了俊のような存在）と自分を区別させ、高麗に対して自分の存在をアピールする効果を期待していたのではないかと考へる。

続いて『実録』定宗一年七月十日条を確認する。

日本左京大夫六州牧義弘伐九州克之、遣使來献方物、且言其功。上欲賜義弘土田、以簽書中樞院事權近及諫官之議乃

止。義弘請云「我是百濟之後也。」<sup>①</sup> 日本人不知吾之世系  
与吾姓氏、請具書賜之。」又請百濟土田。下都評議使司考  
其家世、世遠無徵。仮以百濟始祖温祚高氏之後、議給土田  
三百結。窃惟今者、奉承王旨、賜土田于日本国六州牧義弘  
之事、不若授以封君之爵、歲賜俸祿、以褒其功之為宜。夫  
錫土田、有不可者七。：使司啓聞、上亦不從曰、義弘向吾  
国推誠破賊、<sup>②</sup> 其所求惟此事、況本非要土地、乃要推明本  
系也。是乃行虚惠而獲実報也、何不可之有。設有後變、臨  
機心之、又何難乎。事下戶曹給田司曰、日本国六州牧左京  
大夫義弘、本百濟始祖温祚王高氏之後、其先避難、徙於日  
本、世世相承、至于六州牧、尤為貴顯。比年以來、对馬等  
三島頑民、召聚兇徒、侵擾我疆、虜掠人民、以阻隣好。頃  
者、大相国以義發兵、身自督戰、殄殲其衆、而辺境人民、  
得以寧靖、使生民除害、而両国修好。予嘉乃功、曰篤不忘、  
思有以報之。惟爾戶曹給田司、其考先祖之田之在完山者、  
依旧折給、以為采地、用旌殊勳。給田司奉王旨、移文於全  
羅道觀察使、令踏驗成籍、以充永業。<sup>③</sup> 使司言於義弘使僧  
以給田之事、僧答曰、若明示世系、則休給亦得。：若以臣  
等為迂遠而昧於治体、不賜俞音、則雖悔於終、噬臍無及矣。  
校書監丞金時用、亦上言以不宜賜姓氏之籍及土田之意。

〔『実録』定宗一年（一三九九）七月十日〕

これは、朝鮮に対する義弘の「世系」と「土田」の要求とい  
う点で注目されてきた。内容を簡潔に記しておく。義弘が九州

を平定し、方物を捧げ自分の功績を述べた。そして自分の先祖  
は百濟の出身であるが、日本人が自分の家系と姓氏を知らない  
ので書いてほしいと言ひ、また百濟の土田を要求した。定宗が  
都評議使司（朝鮮王朝初期の最高政治機関）に調べさせたが、  
昔のことなのでその家系がわからず、「仮」に「百濟始祖温祚  
高氏之後」とし土田三百結を与えようとした。朝廷の家臣たち  
は猛反対したが、定宗は家臣たちの反対にもかかわらず、義弘  
が本来「百濟始祖温祚王高氏之後」で、その先祖が乱を避けて  
日本へ渡ったとし、对馬などの三島の敵を殲滅したので、その  
功を認めて先祖の田地である完山（現在の韓国全羅南道の全州）  
を与えよと命じた。このことを義弘の使者である僧に伝えたが、  
僧は家系を明示してくれるのであれば土田はいらないと答え  
た。定宗の決定について、また家臣たちが反対したので、土田  
の授与を止めた。以上の記述を通して義弘が家系を要求した目  
的が類推できる。まず、傍線部②では、土田の授与を反対する  
家臣たちに対して、定宗は本来義弘が土田を要求したのではな  
く本家の系通を明らかにしてほしいと要求したので強調してい  
る。また傍線部③を見てわかるように、義弘の使者は家系が  
あれば、土田はいらないと答えている。このことから義弘の目  
的は土田より家系にあったと考えられる。家系を要求した理由  
については、傍線部①にあるように、日本人が自分の家系と姓  
氏を知らないで、知らせるためであったと思われる。それで  
は、なぜ義弘は日本人に自分の出自を知らせる必要があったの

か。これについて須田牧子氏は、応永二年（一三九五）、九州探題の今川了俊が召還された後、義弘は日朝関係の取次役として主導的な地位を占めていたが、九州探題でもなく一守護である自分の特殊な立場の説明として「正式に朝鮮から朝鮮系の一族であることを証明してもらうことで、自らの地位を競合する勢力に説明し納得させ（ようとす）る」という意義を有していた」と指摘している。ここでいう「競合する勢力」とは、朝鮮と通交を行っていた九州探題（渋川満頼）ならびに自分と同様の立場（少弐氏や島津氏、大友氏など）の守護たちを指している<sup>(13)</sup>。義弘の立場を考慮すると、義弘のいう日本人が須田氏のいうような勢力であったことに異見はない。しかし周知のように、義弘はいわゆる応永の乱を起こし、応永六年（一三三九）十二月二十一日、堺で討死した<sup>(14)</sup>。従って、その数ヶ月前の家系の要求がいかなる意味を持つのかを考える必要がある。

応永四年（一三九七）三月、九州の少弐貞頼、菊池武朝らが蜂起すると大内氏にも鎮圧の命令が下され、義弘の弟である満弘と盛見が派遣された。しかし戦況が思わしくなかったため、翌年十月十六日、義弘自ら九州の鎮圧のために南向し、まもなくして鎮圧に成功した<sup>(15)</sup>。その後、義弘の使者が大相国（足利義満）・大相国母の使者を連れて朝鮮へ着いたのが応永六年五月十六日である<sup>(16)</sup>。一見したところでは、義弘が義満のために働いており、両者の関係に問題はなかったように見える。しかし、吉田兼敦の日記『兼敦朝臣記』応永五年（一三九八）七月

二十六日条を見ると「御渡大内入道許、近日就彼身上、有荒説之間、御出云々」とあり、近日に義弘の身に関する荒説があった、義満が義弘を訪ねたことがわかる<sup>(17)</sup>。義満の訪問の意図としては、この荒説が自分とは関係がないことを示すためであったと思われる。兼敦は荒説の内容までは明記していないが、同月二十三日条にも「抑此間世上夜々物益、為大内身上之由謳歌云々」とあり、既に世間には義弘の身に関する何かの噂が話題になつていたと考えられる。兼敦のいう荒説とは具体的に何を意味するのか。『応永記』の義弘の言葉借りると「入道可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>退治<sup>二</sup>之由小弐菊池方方へ窃<sup>二</sup>被<sup>レ</sup>仰下<sup>一</sup>ト云々」とあり、また『寺門事条々聞書』には、義弘が「以御自筆自判御教書可追討大内入道之由、菊池一池一以下西国皆以被成御下知、更不弁其謂、不便次第也」と言ったことが記されている<sup>(18)</sup>。つまり、義弘は義満が大内氏の勢力を削減するため、菊池などの西国の勢に自分の追討を命じたと確信していたことがわかるが、兼敦のいう荒説も、これを指しているだろう。

義満は全国の統一のため、有力守護大名らに協力を要請する態度を取ってきたが、統一を成功させた後は、急に態度を変えて威圧的に服従を強要するなど、権力の絶対化を図り、その過程において土岐氏（明德元年、美濃の乱）・山名氏（明德二年、明德の乱）の勢力を削減した。その次に狙われたのが、この大内氏である<sup>(20)</sup>。松岡久人氏によると、了俊が九州探題の地位から降ろされた理由が貿易の独占にあったように、義弘が了俊に交

わって朝鮮貿易の実権を握っていたことが応永の乱の一背景である<sup>(21)</sup>。これを裏付ける直接的証拠はないが、明徳三年(一三九二)と応永十一年(一四〇四)における義満の外交態度の変化に注目すると、義満は明徳三年には自分を「將臣」と称したが、応永十一年には「日本国王」を名乗り、外交権の実行者として君臨している<sup>(22)</sup>。このように義満は自己の権力の絶対化を国内のみならず、外交関係においても確立していったことがわかるが、この過程で義弘の存在が気に入らなかったことも想像に難くない。以上の諸状況を踏まえて考えると、義弘の家系の要求があった応永六年五月頃の義満と義弘の関係は、味方のように見えるが、その実お互いに敵意を隠していたと言えよう。従って、この時期において義弘が最も意識するような存在は將軍義満であり、義弘のいう日本人の中にはこの義満が欠かせないと考えられよう。

以上、『高麗史』と『実録』の間には、約二十年の時間差が存在し、『高麗史』における義弘の言説が主に高麗との関係を意識したものであると思われる一方で、『実録』における義弘の言説は明らかに日本国内(特に義満)を意識していたことを確認できた。次は、この二十年間における義弘の立場と環境の検討を加え、義弘の百濟先祖伝承と家系要求の意義について考えることとする。

三、義弘による百濟先祖伝承の意義について

以下、群書類従本『応永記』の一部を引用する。

余七旬「老母ノ有ケルヲ残」置周防国「ケルニモ。色々ノ形見ニ文ヲ副テゾ下シケル。其文ノ詞云。サテモ過シ比但仮初ニ罷上候シカ共。若シ有為転変ノ理ニテ無シ墓モ成候ハバ。無シ定キ憂世ノ中ノ習ニテ。後レ先ダツ路乏ノ。露ノ命ノ消ヘモセデ。猶シモ残ル水茎ノ。迹ニ留マル老ノ身ノ。深キ思ノ涙河。不レ尽歎キヲ如何ニセント書遣リケルコソ人ノ為態ニハアラネドモ。責テノ事ト哀レ也。又舍弟ノ六郎ガ方ヘモ同色々ノ形見ニ文ヲ副ヘ。此方ノ合戦ハ兎モ角モアレ。其方分国相搦テ固ク可レ持之由返々ゾ書遣シケル。去程ニ大内入道今生ノ思出ニセントテ。モトヨリ数奇ノ道ナレバ。千句ノ連歌ヲ賦シ。百首ノ和歌ヲ詠ジ。若党共ニモ思々ノ最後ノ遊ヲセヨトテ。酒宴乱舞不レ絶ニ晝夜ニ。又相従フ者共各母妻ニ遣ニ形見ニ。皆討死ノ用意ヲゾシケル。或ハ殺人刀。活人劍ヲ逼側シ。利劍即是弥陀号ノ安心ヲ守ル人モ多カリケリ。(群書類従本『応永記』)

義弘は義満の上洛の命令を拒否し、和泉国堺に城を構えた。しかし、兵乱を起こした自分に天罰が下り討死すると予感し、死を目前にして和歌を詠むなど風流を楽しんでいる。この場面は、義弘側の死に対して悲壮美を加えるとともに、義弘の歌人としての一面を強調している。歌人としての義弘の活動を簡単にあげると、まず、連歌師の周阿が二条良基著の連歌学集『知

連抄』を携えて九州に下向したとき、それを義弘に渡したことが知られている。また二条良基が永徳三年（弘和三年、一三八三）十月二十九日、義弘の求めに応じて連歌論集『十間最秘抄』を書いて贈っており、至徳元年（元中元年、一三八四）十二月撰進の『新後拾遺和歌集』の作者にも列した。義弘と良基の関係が注目されるが、義弘は康応元年（嘉慶三年、一三八九）からの約十年間の在京期間を除けば、大抵の期間を九州や中国の戦場において過ごしていたので、直接に京の文化を学ぶことはできなかったと思われる。従って、京の文化を分国に移植させる役割を在京雑掌に任せていたと言われる。その中でも有名な人物が平井道助であり、道助の連歌師としての活動を考えると、義弘が在京の前から歌道に対して非常に熱心であったと思われる。そこで、瑞谿周鳳の『臥雲日件録抜尤』文明元年（一四六九）六月八日条に注目し、義弘の歌人としてのイメージについて検討を加えてみよう。

昭藏主曰、昔者鹿苑院殿、為看花赴伏見及木幡、天俄陰欲雨、或曰、宜召大内謀之、大内即詠一首和歌曰、雨シハシ、雲ニカスラン、木幡山、伏見ノ花ヲ、行テミン程、時天晴不雨、鹿苑院殿大感之、問其所欲、賜安芸東西条、然武田亦明侍告之、以借東西条之意、武田不柰之頷之云々、故至今大内於此領為不易之地、昭問此時大内能歌者乎、予曰、其時当義弘、然能歌者未知、

（『臥雲日件録抜尤』文明元年（一四六九）六月八日）

右の引用によると、義弘が義満に供奉して伏見の花見のために木幡へ行ったとき、俄かに雨が降りそうになったが、義弘が和歌を詠むと晴れたので、感心した義満が安芸国の東西条を与えたという。義弘の和歌の実力が見てとれよう。しかし米原正義氏は傍線部の会話に注目し、義弘が「歌人」ではあったが、歌に優れた「歌道の人」ではなかった可能性が高いと述べている。従って、義弘の勅撰集の入集についても義弘の和歌の実力が優れたからというよりは、政治的・軍事的な実力を考慮した室町幕府の配慮があつたと指摘している。義弘の歌人としての實力の有無は別として、少なくとも義弘は勢力の拡大とともに中央文化の受容の必要性かつ重要性について理解していたはずである。それゆえに義弘は和歌や連歌、故実などの中央文化を積極的に受け入れ、そこには室町幕府の協力と配慮があつたと考えられよう。次は、義弘の文化レベルに対する評価について『今川了俊書札礼』（以下、『書札礼』）を通して確認しよう。

故実冬資大内入道。同大夫等。只恐々謹言と云。当所にハやかて。今川殿と書て。迥てか共。とかめ候におよはず候き。…当少式殿ハ恐惶謹言になされへく候。是又神妙まてにて候。大内などハ今も我々にハ恐々謹言と書候て。詞も以之外無礼に書候へ共。是又沙汰之外二候。侍職に取ても。此人之事ハ。諸人被存候へ候。なれ共。とかむるに不及候。仲秋か方への状にハ恐惶と被書候て候。縁者心地候て敬候哉。然者仲秋御親方に候ヲ者。被敬ても不覺あるましく

候へ共。父道階之時。無礼にしをき。人も家人も請次候て  
振舞に候。うたてしく存計候。

(続群書類従『今川了俊書札礼』)

義弘が了俊に対して恐々謹言と書き、了俊の弟である仲秋には義弘の義父にあたるので、恐惶謹言と書いていたことがわかる。また義弘の父道階(弘世)の時も無礼であったことが指摘されている。このように、了俊は自分に対する大内氏の書止文言や詞が無礼であることを強く批判している。つまり、大内氏の文化レベルが了俊の視点からすると物足りない意識されていたことがわかる。了俊の評価を性急に一般化してしまうことには注意を払わなければならないが、中央の諸大名も了俊とそれほど変わらない認識を持っていたのであろう。

ところで、了俊の『書札礼』における大内氏批判の論理には、もう一つ注目すべきことがある。それは家格の問題である。書札礼とは、身分差に応じた書札の様式を定めたもので、南北朝・室町期の武家社会では、家格を官位秩序に相当させて書札礼に適用していた。『書札礼』でも、大内氏が自分の家格に相応しい書札礼を学びとっていないのが批判の対象となっている。この了俊の身分差を重視する書札礼に対する大内氏への批判が、当時の中央における大内氏の家格への認識を示唆しているだろう。

義弘は康応元年三月二十六日、厳島参詣を終えた義満に從つて上洛し、約十年間京都に滞在した。義弘の在京中の活躍につ

いては、明德二年(一三九一)山名氏の鎮圧に功を立て、また翌年には南北朝合体の斡旋に成功したことが『明德記』や『応永記』に記されている。これらの功に対して、義満が明德四年(一三九三)十二月十三日「九州にをひての度々忠節と申、去内野かせんの忠、たにことに候間、向後もふかくたのミ入て候間、そくの准に思給候、存知せらるへく候也」と自ら筆をとって、義弘を一族に准じるといふ御内書を与えている。これについて松岡氏は「義弘が足利氏となんら血縁のない外様であり、しかも都を遠く離れた西中国に本拠を持つということが、義満が気をくばる重要なポイントであった」と述べている。<sup>(34)</sup>氏の指摘を踏まえて考えると、義満の御内書は、大内氏が足利一門でないことが、義満をはじめ中央の諸大名たちに意識されていたことの傍証とも理解できる。つまり、文化レベルであれ、家格であれ、大内氏に対する中央のまなざしはそれほど肯定的ではなかったと言えよう。そこで、次は『南方紀伝』応永五年(一三九八)五月八日を見てみよう。<sup>(35)</sup>

此年義満公定三武家三職七頭、准朝廷五撰家七清花、  
所謂三職斯波細川畠山号三管領、  
所執事別当也七頭  
山名一色土岐赤松京極上杉伊勢等也、  
其中山名一色土岐赤松京極為三京都奉行、  
〈侍所別当〉号三四職、  
奏者伊勢守  
貞行也、亦武田小笠原兩人弓馬礼式奉行、  
亦兩吉良今川渡  
河等為三武頭、

(『南方紀伝』応永五年(一三九八)五月八日)

応永五年、義満は朝廷における五摂家・七清家の制に倣って三管・四職の家を定めた。三管の斯波・細川・畠山と四職の一條氏は、足利一門の有力守護であり、四職の赤松・山名・京極氏も畿内近国の有力守護大名であった。あくまで推測にすぎないが、義弘は周防・長門・石見・豊前・和泉・紀伊の六方国の守護として、先述したように九州や明徳の乱での功績を認められ、義満から一族に准じるといふ御内書まで与えられた自分が、この三管四職に選ばれていないことに納得できなかったかもしれない。自分の功績と実力が拡大するほど、その優越感とは逆に自分の文化レベルや家格が認められないことから来る一種の劣等感も生じたとしても不自然ではないだろう。このような環境が、義弘を自分の先祖の起源について興味を持つように導いたのではないか。以下、『兼敦朝臣記』応永五年七月十六日条を見てみよう。

十六日、庚寅、天晴、及晩夕立、…今日大内左京権大夫入道義弘尋馬之濫觴<sup>36</sup>、又如當時立厩之取初不審云々、日本書紀第一保食神頂化生牛馬事、天斑駒事、第一百済国馬并厩事被注遣云々、

〔兼敦朝臣記〕 応永五年（一三九八）七月十六日）  
『兼敦朝臣記』には、義弘と兼熙、兼敦の交流が記されており、応永五年七月の段階で、兼敦が義弘の『日本書紀』の「師範」であったことが確認できる。<sup>36</sup>そこで右の引用を見ると、義弘が『日本書紀』を読んで、馬や厩の濫觴について尋ねる書札

を兼敦へ送っていたことがわかる。中には、馬や厩に関する三つの事柄、保食神・天斑の駒・百済国馬并厩事が挙げられている。注目すべきは、『日本書紀』巻第十応神天皇十五年条における百済国馬并厩事である。『日本書紀』によると、百済王が阿直岐を馬二匹と共に日本へ派遣した。そこで阿直岐は馬飼いの仕事に就き、皇子の家庭教師になる。そして最後には、この人が阿直岐史の始祖であると記されている。<sup>37</sup>先に『高麗史』から確認したように、以前から義弘が自分を百済の子孫であると主張し、この書札を送った一年後には『実録』にあるように朝鮮へ家系を要求したことを考えると、義弘が百済に関する事項、特に百済出身の始祖を記したものに興味を示したのが果たして偶然であると言えるのか。『兼敦朝臣記』同月十七日条を見ると、義弘は「軽坂上厩、々坂何国事云々」と阿直岐が馬を飼った場所を尋ねる書札を再度送っている。義弘がなぜ馬や厩に興味を示したのかについて、現存の史料からその意図を推測するのは多少無理がある。しかし『兼敦朝臣記』同月十九日条に、今度は「隨身自何御代始哉」と尋ねる書札を兼熙に送っており、少なくとも当時の義弘が物事の由来、濫觴へ強い関心を持っていたのは確かであると言えよう。これらのやり取りが義弘の百済先祖伝承と直接関わるとまでは言えないが、いずれにしても、義弘の関心のあり方を見る限り、自分の起源に興味を持ち、その証拠を求めていたとしても不思議ではないだろう。そこで注目されるのは、義弘がただ百済の子孫を主張するだけでなく、

なぜ朝鮮に家系を要求し、朝鮮の権威に頼ろうとしたのかという問題である。そこで、『難太平記』「大内義弘謀反時勳」貞世「事」を確認する。<sup>(38)</sup>

近居寄テ大内云、<sup>①</sup>今御所ノ御沙汰ノ様見及申ス如ハ、弱者ハ罪少ケレトモ御不審ヲ蒙リ、面目ヲ失フベシ。強者ハ上意ニ背ト云トモ閑レ申スベキ条、皆人ノ知所ナリ。貴方モ御忠ト云、御身ト云、御心易思台トモ御自力弱事アラバ、則御面目ナキ事モ出来ベキ歟。義弘が事モ国々所領等身ニ余リテ、拝領候ノ間、此上ハ国所領ヲ失ハヌ様ニ量簡スベシ。所詮貴方モ、大友ト義弘同心申シ候ハ、縦上意アリシクトモ煩アルベカラズ。増テ御尤有ベカラズ。<sup>②</sup>今在京仕テ見及如ハ、諸大名御一族達ノ事、更ニ心憎ク不レ存也。貴方御供仕テ、九州中国偏ニ纏リ候ハ、則チ身々ノ永代ノ為安堵ナリ。流石ニ大友が事九州ニ於テハ大名ナリ。御重恩ノ下ニテ、我々一味候ハ、御心易仕ルベク候然間唯今義弘起請文ヲ書進ジテ、別シテ子々孫々ニ一味申スベキナリ。此為ニ大友が事トリ申スナリト云リ。

『難太平記』「大内義弘謀反時勳」貞世「事」

右の引用は、了俊に対し不信の念を抱いた大友親世が、一族の吉弘氏郷を討つ事件が起きたが、この事件の弁明のために了俊と親世が上落したとき、義弘が了俊を訪問して交わした対話の一部である。これを記した了俊によると、義弘が自分に大内・大友との盟約を結ぶことを提案したという。<sup>(39)</sup>傍線部①にあるよ

うに、義弘は義満を批判し、義満への忠節や將軍の一族であることが自分たちを守ってくれるものではないので、実力こそが必要であると吐露している。義弘は約十年の在京の間、その功績により義満から一族に准じるという待遇を受けてきたが、その一方では土岐氏や山名氏の勢力が削減されることを見て、これからの大内氏の行く末を案じたに違いない。そこで傍線部②にあるように、了俊・大内・大友の三者が力を合わせ、九州・中国をまとめることで、義満から自分たちを守ることができると主張している。義弘は、幕府の存在自体を否定してはいないが、京を離れて九州・中国をまとめることで、幕府の力を相対化し、自己の勢力を守ろうとしたのである。筆者はこのような論理こそが、義弘が自分の先祖を百済の貴種に求め、それを証明するものを朝鮮に要求したことの意味を理解する重要な端緒になると考える。つまり、義弘は中央から離れた朝鮮を利用して義満や源氏出身の諸大名の資格を相対化させることができると考えていたのであろう。

四、『鹿苑院西国下向記』の百済先祖伝承について

康応元年三月、義満は安芸国の厳島神社に参拝する。この旅に随従した了俊が『鹿苑院殿厳島詣記』（以下、『詣記』）と題して紀行文を書き残しており、同じくこの旅の始終を記述したものとすべし、元綱の作とされる『鹿苑院西国下向記』（以下、『下向記』）がある。この『下向記』には、『詣記』にはない大内氏

の百済先祖伝承が語られている。『下向記』の成立時期については、本文の最後に「康成元年九月廿五日夜」とあることから、康成元年の成立とされる。<sup>(40)</sup>そこで川副博氏が『下向記』を「大内氏家系伝説の初見」とし、これを受けた森茂晁氏が『下向記』の「大内氏家系伝説の初見」としての意義を強調した。<sup>(41)</sup>しかし、同氏は以後の論考を通して『下向記』の「天満宮」という呼称が文明（一四六九）以後の呼称（文明以前は「天神宮」）であることや、『下向記』と他の文明年間の先祖伝承が内容的に密接な関係にあることなどを挙げ、『下向記』が「文明年間」の大内政弘時代に成立したと訂正している。<sup>(42)</sup>この見解に異論はないが、『下向記』における政弘の影響をどこまで認めるのかという点は注意しなければならないだろう。たとえば、「原下向記」たるものが存在し、そこに大内氏関連記事が追加された可能性も排除できない。しかし現存する三つの諸本は全て同じ系統であるので、新たな諸本が見つからない限り、「原下向記」の存在を究明するのは容易ではないだろう。そこで、本稿では少なくとも『下向記』における大内氏関連記事は文明年間、政弘の下に成立したと見なし考察を続けていきたい。この場合に考えなければならぬのは、なぜ政弘が『下向記』に大内氏の百済先祖伝承を追加させたのかという点である。これについて考える前に、『下向記』の内容と性格について確認してみよう。

『下向記』の冒頭は北野宮に参籠した夜、高貴な女房がつれづれの慰めとして聞いた世にも珍しい物語を、作者がそば近く

で聞き、故郷のお土産として書き留めたという設定から始まる。<sup>(45)</sup>

室町殿（見得殿）恐たる御旅、西国への御出立ありさま、御とまり海上舟船のしき浪（重波）の御うきね物うく、風雨のすさまじく侍しもわずられて、目をおどろかしける国々の御まうけ、これに過たる御物かたりあるへしともおほへす侍れハ、…三月三日俄に御供の人々少々たちしに、<sup>(46)</sup>こうはや西国への御出八定りぬと都にハ申あひ侍しニ、夜のうちなにとなくひしめき、人をとかむる犬のこゑもけしからず、うしとらのこくはかりに都を御立あり、御馬の上のしきけし（怪）かる布（打掛）うちかけとて、そらいろなるかたひら、御こしあてと申てとらのかわを（平）はんにきり、きんらんにてうらをととり、當世の風情なれハ、すしうといふ物にて御はしをつまれ、きんらんのきやはんたけにて、うつくしくミたるお（花袋）ハリ笠といふ物をふかく（引込）こミ、金作の御劔をはかせ給ひ、二尺（四寸）「余」寸の金作の御腰物さしまハさせ給、こくしち（花袋）にぬりたるう（敷）つほひつけ、御たらしをハ御手綱にとりそへられ、くきやう（掛）の逸物の御馬にめされたれハ、天をかけり地をすきさせ給ふとも、何の御さ（打衝）ハリかあるへきとそ見え給ける、…御供の人々も皆金銀う（打衝）ちく、みの太刀・刀・鞍・具足にてありしかハ、供奉のあたりの草木の葉、皆金の色にそなりにける、…五日、御むかへの船數百艘、御座船にハ二階をかまへ、まんのまくをひきしかハ、幔ハ天（三）ひるかへり、幕ハ船に筋、浪にうかひて面白かりし風情心詞もよはず、

海賊ハ兵船をそろへ、御船を警固したてまつる、なにのおそれかあるへきなれども、皆惶をなすつかふまつる為躰は、大樹(高麗)の御権威四海にあまなくわたらせ給にやと、れいの物見のたくひは申あひける、…同十一日、御社参、…神拜の次霊夢をかふりて一天国海を掌ににきられし、准后大樹(義満)の御参詣もありかたくそおほえ侍る、船路の御旅御心なさまも、ひとへに神明仏陀の御加護にやとぞ覺し、…

その珍しい物語というのは、義満の西国への旅に対する「目をおどろかしける国々の御まうけ」であつた。右の引用を見てわかるように、まずは出発する義満の装束や供する人々の華麗な旅立ちの様子が詳細に描かれている。次は一日ずつ旅の様子を記しているが、旅先での風景描写は極めて少なく、対照的に義満の船出の様子や諸大名が用意した義満への引出物などを詳細に書き記している。以上のことから、『下向記』が義満を軸にその堂々とした旅立ちの様子と諸大名の手厚いもてなしを語ること、義満の威勢を表すことに目的があつたと読み取れよう。(46)

ところで、義弘が初登場する十二日からは、少し叙述の雰囲気が変わっていくことがわかる。

同十二日、卯時に御立ありて鳴渡(大内)を御渡あり、是ハ天下にかれなきあわ(阿波)のなると、すわう(周防)のなるととて船路難所なりける、思外しほ風しつか(長門)して御船やすくとどほりけり、さるほとに大内左京権大夫義弘朝臣、厳島まで御迎に

参へき評定ありけるを、御所の近習方様より、都の花を御らんありて、十日此に御立なと申下たりし程、さる事もやと申あひけるに、すでに四日暁京を御立ありとて、十一日暮ほとに飛脚到来す、やかて其夜大内を立て、夜半はかりに下松(長門)はせつく、其より小船にて夜もすからこかせつゝ、かまとの関をも過て、なるの方を見わたせハ、船(門)、数をしらす、御座船とおほしくて二階やかたある御船へ漕よせて、御迎に参たるよし申上たりけれハ、古山珠阿(阿)之出合、やかて御船へめされて、御めにかゝり、…

了俊の『詣記』によると、安芸国の沿岸に着いたとき、義弘が迎えに来ると思つていたが、遅くなつたので、義満が不満を持つたという。(47)しかし右の引用にあるように、『下向記』は義満の反応は全く記さず、遅れた義弘の弁明を記すことに重点を置いている。次は十三日のことである。

同十三日、辰時御立ありて、さるの中はかり二符中二御著あり、高瀬(高)と云所二御所を新造す、てうほういはん方なし、南ハまんくたる海上二むかふの嶋とて中間一里はかりなる小嶋あり、浦(外山)のと山東西興まで出まハリ、嶋の両方いり海のごとし、ひんかしをハリうか口、西をハせとまりといへり、…其より御所あたりを見れハ、松原にそひて地形をあけ、三方にハつゝミをつきて、ほりに水をたゝへたり、東向に棟門をたて、掘にひろき橋をわたし、前の堤を道にそなしける、其前二三重二堤をつきて、河のすゑをせきか

けたれハ、池水たんく<sup>(澤)</sup>たり、池の汀ニ松原より少はなれ  
て殖松したる野すちあり、かしこに御ふるをつくりて洲崎  
の松をたよりにて、二階の御あかりは作たり、立よるか  
けも涼しく見る人の心もすみぬへし、又うしろの山と松原  
と其間のみち十町はかりもあるらんとゆかしく、か様の所々ハ  
さて置ぬ、新造の御所ハ都の御所の躰をうつして、つま戸・  
格子・大床造・公卿の座・御隨身所までまなひつくりて、  
御儲いろくゆくしかりし様とも詞も及すそきこへし、  
これまで旅先の風景には興味を示さなかつた『下向記』が周  
防の地勢を詳しく記述し、また義弘が義満のために用意した新  
しい御所を描写することに紙面をさいている。義満に対する義  
弘のもてなしは、そのまま義満の權威を表しているとも言える  
が、それを留意する義弘の立場や行動が強調されていることは、  
『下向記』の成立と大内氏の関係を物語っているだろう。続い  
て大内氏の百済先祖伝承が語られる。これまでの『下向記』の  
流れからすると展開上、非常に唐突である。百済先祖伝承の冒  
頭を一部引用する。

日もやうく暮けれハ、見物の人々も帰て、御所のあたり  
もしつまりたり、いさや松原にて月を見んとて大名たちと  
おほしくて行つれとほられるに、年の程卅あまりなる法  
師の色白くしんしやうなるか、空色のうちかけに、やふれ  
たるくわ<sup>(掛)</sup>かけ、しゆすつま<sup>(爪)</sup>くりて月にうそふき、せけん

をうかゝひたゝすミけるか、人々の通をはかり、すこし  
立のきけるを、誰とハしらすおとなしき男の申けるハ、御  
房ハ此あたりの人にてをハしまさハ、たつね申たき事候、  
われくにつれて物語させ給へと申ハ、此法師、是もよ所  
よりこへたるものにて候、此あたりの事ハくはしく存知な  
く候へとも、御尋にこそしたかひ候ハめと申けれハ、さて  
はうれしく、それよりあらくかたり給候へと申せハ、法  
師申やう、此あたりをふるき物かたりにハか<sup>(駒)</sup>つまの浦と申  
伝たり、この浦より十町はかりありて、松の一むらある所  
を車<sup>(車)</sup>つかと申ならハせり、是ハ百済国濟明王の第三の皇子  
琳聖太子、生身の観音大士を拜し給へきよし祈念ありしに、  
告ありて日本へわたり給ふ、

一人の法師がある男の尋ねに応じて大内氏の琳聖太子先祖伝  
承について語り始めている。その服装から禪僧とも思われるが、  
「此あたりの事ハくはしく存知なく候へとも」という男が語り  
手として設定されており、これは古くから伝わった大内氏の百  
済先祖伝承が、地元の人でなくても知っているほどの著名な話  
であることを示唆している。ここでは、先祖伝承の具体的な内  
容分析については紙幅の都合上、別稿に譲らざるを得ないが、  
義満の西国下向を描くなかで、大内氏の百済先祖伝承が語られ  
ていること自体が『下向記』と大内氏の関係をうかがわせ、特  
に以上のような唐突な設定は、この場面が後に追加された可能  
性を裏付けていると言えよう。

他にも『下向記』における義弘の引出物の記述が他の大名たちのそれと比べて、一層詳細に記述されている。中でも義弘の二回目の引出物を記述するとき、義満と対面した人々として「杉伯耆守、森大和入道、杉豊後守、深田備後守、杉備中守、宮河伊賀守、陶山佐渡守」という大内氏の家臣団の名を書き連ねていることも注目される。

以上、『下向記』には義満と義弘という二つの軸が存在することを確認した。ここで、政弘が『下向記』に大内氏の百済先祖伝承を追加させた理由とその意義について考えてみよう。まずは、政弘による百済先祖伝承の意義を考慮する必要があるが、既に先学の示唆に富んだ指摘があるので、これらを参考して紹介しよう。<sup>49</sup> 政弘は寛正六年（一四六五）父教弘の死により、周防・長門・豊前・筑前の守護となったが、伊予の河野氏を助けて細川氏との対立を深めたため、細川氏によって大内氏追討の幕命が発せられた。そこで政弘は、山名方として兵を率い上京し西軍の重鎮として戦った。いわゆる応仁の乱（応仁元年）文明九年）である。文明九年（一四七七）十一月十一日、政弘は京都の戦乱から撤去して周防へ帰国し、領国経営に専念するが、政弘の権力は幕府との対立関係から始まっており、家督継承においても叔父大内教幸と争うなど、不安定な立場であった。従って、政弘は自己の家督としての正当性を説明し、分裂した領国や家臣団を統合する目的として、亡父教弘の従三位贈位運動を展開し、大内氏の百済先祖伝承の拡大・確立を推進したので

ある。<sup>49</sup> 以上のことを踏まえると、政弘が大内氏の百済先祖伝承の存在を既定事実としてアピールするため、既に成立していた「原下向記」を利用したのではないかと考える。<sup>50</sup> 注目すべきは、なぜ義弘にその役割が求められているのかという点である。『下向記』に「周防国にていまに代々かくのことし、姓氏録（新撰姓氏録）にハ多々良公なり、いつの比の事にや多々良宿禰たりし、この京兆の代に朝臣たり」とあるように、義弘が大内氏の歴代当主（政弘以前）の中で示す位相が注目に値する。義弘は応永の乱において討死したが、大内氏の歴代当主の中でも最も多い六力国の守護として莫大な実力を誇り、朝鮮との交易においても実権を握るなど、いわゆる大内氏の全盛期であったことが大きく作用しただろう。政弘が義弘を意識していたことは、文明十八年（一四八六）興隆寺を勅願寺化するため、後土御門天皇に提出した由緒書『大内多々良氏譜牒』を作成する一年前、義弘がしたように、朝鮮に使者を派遣して大内氏が百済の子孫であるとし百済の国史たるものを要求したことからもうかがえよう。<sup>51</sup>

義弘を始め、政弘以前の歴代当主の最期を見てみると、義弘・盛見・教弘がそれぞれ戦死し、持世も將軍義教の暗殺事件に巻き込まれ、重傷を負い死去するなど、全員が悲運の死を遂げている。共通点はこれのみならず、代々に家督継承を巡った争いが続くなど、容易くその地位を得た当主はいない。そこで、政弘はこの負の連鎖を断ち切るために、自分の権威の正当性を説明し、その絶対化を図る必要を痛感したと考えられる。その

一方法として、積極的に百濟先祖伝承を利用するが、その中で『下向記』を通して確認したように、義弘が意識されたことの意味は注目すべきであろう。義弘の百濟先祖伝承が単純かつ曖昧にすぎなかったとしても、大内氏の先祖伝承の始点として、以後の大内氏の先祖観と先祖伝承の形成に及ぼした影響を過小評価してはならない。

## 五、おわりに

本稿では、義弘の百濟先祖伝承についての意義を論じてきた。まずは百濟先祖伝承の初見として『高麗史』の存在を指摘した。次は『実録』に見える義弘の家系要求が、応永の乱の数ヶ月前である点に着目し、義満との関係からその意味を考えた。また義弘の文化レベルや家格に対する中央のまなざしの検討を加え、義弘の先祖伝承が最終的には外部の権威を用いることで、義満や源氏出身の諸大名を相対化させる意味を有していたと考察を進めてきた。最後に『下向記』を通して、文明年間における政弘の百濟先祖伝承が義弘を射程に入れていたことについて確認できた。

最後に触れ得なかった点を提示して締め括ることにする。本論に指摘したように、『下向記』が義弘のみならず義満を軸として描かれた作品であることに注意する必要がある。つまり、義満の権威を示す『下向記』の性格が政弘にとつていかなる意味を持ったのかという問題である。政弘が大内氏の百濟先祖伝

承を中央へ発信することに非常に積極的であったことを考えると、少なくとも義満の物語が都合の良い宣伝方法であったとは言えよう。<sup>(52)</sup>しかし、義弘は最終的には応永の乱において幕府と対立し、誅伐された立場であったことも看過してはならない。当時の政弘による百濟先祖伝承の様相と意義、政弘と幕府の関係などを踏まえて論じるべきであろう。これに関しては、稿を改めて述べることにする。

## 注

- (1) 「大内多々良氏譜牒」文明十八年(二四八六)十月二十七日(『山口市史 史料編 大内文化』、二〇一〇年)。
- (2) 御園生翁甫『大内氏史研究』(マツノ書店、一九五九年)、福尾猛市郎『大内義隆』(吉川弘文館、一九五九年)、松岡久人『日本の武将20大内義弘』(人物往来人、一九六六年)、須田牧子『世目朝閑係と大内氏』(東京大学出版会、二〇一一年) 参考。
- (3) 御園生前掲同書(2)、福尾前掲同書(2)、松岡前掲同書(2)。
- (4) 応永十一年(二四〇四)二月、盛見は兄の義弘の死を弔うために大内氏の氏寺である興隆寺の本堂供養を挙行する。その願文と供養の始末を書いた日記(「水上山興隆寺本堂供養願文」、「水上山興隆寺本堂供養日記」)には、興隆寺が推古天皇の御代、百濟の琳聖太子によって建立された寺であり、盛見がその二十代(「日記」では、二十一代)であるとす。また応永二十一年(二四一四)多々良の宮(重塚妙見社)の堀築造工事や応永二十三

年（一四一六）十一月琳聖太子の車を埋めたという車塚の工事などを行う。『防府市史 通史1 原始・古代・中世』（防府市、二〇〇四年）。

(5) 引用は『高麗史』（亞細亞文化社、一九七二年）に拠る。なお、旧字は適宜、字体を改めている。以下、同じ。

(6) 松岡前掲同書（2）、須田前掲同書（2）。

(7) 『高麗史』は一四四九—一四五一年の成立とされるので、厳密に言えば、著述の時点の認識が反映された可能性も完全には排除できない。特に申叔舟の『海東諸国紀』にも大内氏の百済先祖伝承が紹介されているが、この申叔舟が『高麗史』の著者の一人でもあったことも看過できない。しかし『高麗史』は徹底的に原史料に基づいて再構成され、撰述者が原史料の一部を政治的な立場によって取捨選択する場合はあつても、自ら文章を作つて内容を補充することはなかつたというのが定説である（<sup>ハクソンギ</sup>『<sup>ギ</sup>韓国<sup>キ</sup>の古典を読む』四（ヒューマニスト、二〇〇六年））。従つて本稿では、『高麗史』における義弘の百済先祖伝承が高麗末期の何かの典拠に基づいて記述された可能性が最も高いと見て考察を続ける。

(8) 田中健夫『対外関係と文化交流』（思文閣出版、一九八二年）。

(9) 川添昭二『今川了俊』（吉川弘文館、一九八八年）。

(10) 『高麗史』禰王五年（一三七八）十月条。

(11) 具体的には、大蔵経などの文化財を含め、交易の利益を期待していたのであろう。

(12) 引用は『朝鮮王朝実録』（新潮社、一九九七年）に拠る。なお、旧字は適宜、字体を改めている。以下、同じ。

(13) 須田前掲同書（2）。

(14) 『応永記』（群書類従 第二十輯 合戦部）。

(15) 群書類従本『応永記』、『迎陽記』応永五年十月十六日条、『伯家雜記』応永五年十月十七日条、『朝鮮王朝実録』定宗一年（一二三九）五月十六日条など。

(16) 『朝鮮王朝実録』定宗二年（一二三九）五月十六日条。

(17) 『山口県史 資料編 中世1』（山口県、一九九九年）。

(18) 引用は前掲同書（14）に拠る。以下、同じ。

(19) 前掲同書（17）。

(20) 佐藤進一『南北朝の動乱』（中央公論社、一九六五年）。

(21) 松岡前掲同書（2）。

(22) 田中前掲同書（8）。

(23) 『連歌論集 上』（岩波書店、一九五三年）。義弘に渡されたのは、応安七年（文中三年、一三七四）頃であると推定される。米原正義『戦国武士と文芸の研究』（桜楓社、一九七六年）参考。

(24) 『実隆公記』延徳元年十一月十六日条。

(25) 『新後拾遺和歌集』七・雑春歌「日数のミふるのわさ田の五月雨にほさぬ袖にも取さなへ哉」、十三・恋歌三「逢夜たに猶ほしやらぬ袖やうらみ馴にし泪なるらん」とある。

(26) 和田秀作「大内氏の領国支配組織と人材登用」『毛利元就と地域社会』（中国新聞社、二〇〇七年）。

- (27) 心敬の『ひとり言』(統群書類従 第十七輯下 連歌部)に「応永年中の比より世に聞え侍る人々には。今川了俊。成阿法師。梵灯庵主。波多野。外山。平井入道。道助」とあり、応永年中の連歌の名手の中に道助が挙げられている。また今川了俊の『落書露顯』(群書類従 第十六輯 和歌部)にも「凡は當時花の下の衆とあそはしたるは。波多野。朝山。成阿。道助等なり云々」とあり、道助が連歌界でそれなりに名をあげていたことがわかる。
- (28) 引用は、大日本古記録『臥雲日件録抜尤』(岩波書店、一九六一年)に拠る。
- (29) 米原前掲同書(23)。米原氏によると、勅撰入集の条件には、一般的に(政治的)実力者が数えられる。また二条良基が本書の序文の起草者で、入集歌数(二十九首)第一であり、撰者二条為重の支持者であったことが注目され、義弘の和歌の入集の背景に相応の理由があろうと指摘している。
- (30) 引用は『今川了俊書札』(統群書類従 第二十四輯下 武家部)に拠る。成立は応安四年(一三七二)から応永二年(一三九五)の間とされる。
- (31) 小久保嘉紀「日本中世書札礼の成立の契機」(HERSHEICJ1(1)、二〇〇七年)。
- (32) 米原前掲同書(23)によると、『了俊大草紙並家記抄』の「御膳さぐる事」の条に、「平井入道が流れ八駿河の進藤中務入道、定光寺殿(今川範国、筆者注)より伝之」とあり、むしろ義弘
- は今川流の故実の習得に力を入れていたと指摘されている。従って、義弘が意図的に礼を尽くしていなかったとは考え難い。
- (33) 引用は『大日本史料』明徳四年十二月十三日条に拠る。
- (34) 松岡前掲同書(2)。
- (35) 引用は『改定史籍集覽第三冊 通記類』(近藤活版所、一九〇〇年)に拠る。
- (36) 義弘と吉田家の関係がいつ頃に始まったかは分からないが、少なくとも明徳三年(一三九二)の南北朝合體において、二人が北朝方として活躍したとされるので、この頃は既に面識があっただろう。
- (37) 新日本古典文学全集『日本書紀②』(小学館、一九九六年)。
- (38) 引用は、長谷川端・鈴村友子・宮下美和子・磯部佳宗・長友秀暁・小木曾千代子・駒田貴子(翻)『難太平記』下巻(中京大学文学部紀要、二〇〇八年)に拠る。
- (39) 了俊は、『難太平記』において、義弘が義満に讒言して自分が九州探題から降ろされたと主張している。これに関してはあくまで了俊の自説であるので、史実としてそのまま受け入れることはできない。さらに了俊は自分の応永の乱への介入を全面否定しているが、義満に遠ざかれていた了俊が、満兼と義弘の仲介として協力した可能性が高いと指摘されている。小川剛生『足利義満・公武に君臨した室町将軍』(中公新書、二〇一二年)参考。
- (40) 『国書総目録 第八巻』(岩波書店、一九七二年)。
- (41) 川副博「大内氏史における二三の問題―山口開府年代、大内氏

家系伝説初見、築山館」(山口県地方史研究)六号、一九六一年)。

(42) 森茂暁「周防大内氏の渡来伝承について」『鹿苑院西国下向記』を素材にして——(『政治経済史学』三六三、一九九六年)。

(43) 義弘の時代にここまで詳細な伝承が完成されていたとすれば、義弘以後の伝承内容との乖離が不自然すぎる。その乖離がなく、なるのが「大内氏政弘妙見大菩薩勸請告文」(文明九年(一四七八)二月、以下「告文」と「大内多々良氏譜牒」(文明十八年(一四八六)十月二十七日、以下「譜牒」)の段階である。最も完成された形と思われる「譜牒」を基準として、伝承の具体的な内容の相違点に着目すると、三つの伝承の中でも『下向記』の成立が一番早いと言える。森茂暁「大内氏の興隆と祖先伝承」(『山口県史研究』第十一号、二〇〇三年)参考。

(44) 宮内庁書陵部に二本(伏見宮記録文書八七「伏見(伏見宮家本)」、東京大学史料編纂所(伏見宮御記録、利七五—七七)に二本。三本とも内容的に同系統。森前掲論文(42)。

(45) 引用は『鹿苑院西国下向記』(神道大系 文学編、一九八八年)に拠る。以下、同じ。

(46) 義満を中心とする『下向記』研究には、小早川健「解説」『鹿苑院殿厳島詣記』と『鹿苑院西国下向記』(『研究紀要』三三三、一九九五年)、同「利生譚としての『鹿苑院西国下向記』」(神戸学院女子短期大学紀要)三五、二〇〇二年)などがある。

(47) 『鹿苑院殿厳島詣記』(群書類従 第十八輯 紀行部)。

(48) 金谷匡人「大内氏における妙見信仰の断片」(山口県文書館研究紀要)第十九号、一九九二年三月)。山田貴司「中世後期武家官位論」(戎光祥出版、二〇一五年)参考。

(49) 山田前掲同書(48)。山田氏によると、政弘の贈三位運動は文明十年から十一年(一四七八—一四七九)、文明十八年の二期に大別でき、一回目の運動は足利義政の反対によって失敗、二回目の運動は文明十八年六月五日に従三位が宣下され成功する。大内弘世以後の叙位が、最高の場合で従四位上であったことを考えると、従三位は、武家では將軍や鎌倉公方、足利一族(斯波氏、畠山氏)以外には例がない。

(50) 政弘は「造東大寺次官正四位下左大史小槻宿禰」晴富から小槻家伝来の『新撰姓氏録』を見せてもらい書写した(『天下衆庶之姓氏録者、宮中古今之肝心抄也、大内左京兆令二一覽、被一写置之、而依一被尊命一、加二此奥書一矣』『新撰姓氏録』の奥書による)。本来、『新撰姓氏録』の多々良氏は任那王系の一族で、山城国を本拠地とするので、あくまで政弘が望む史料ではなかったと思われるが、『新撰姓氏録』の書写は、政弘の自己の出自に対する認識を意味し、自分の先祖伝承を「古い」ものから求めようとしたことの傍証でもある。ちなみに、『下向記』に「姓氏録にハ多々良公なり」とあるので、このとき調べたことが『下向記』に反映されたと推測される。

(51) 『朝鮮王朝実録』成宗十六年(一四八五)十月七日条。政弘による大内氏の系譜作成(大内多々良氏譜牒)の一年前、政弘の

使者である僧元肅を派遣し、「この身は日本にいるが、系統を明らかにしたい。しかし百済の昔のことは分からない。温祚の事業については国史があると思うので、王代の名号を書いてほしい」と要請した。

(52) 『大乘院寺社雜事記』文明七年(一四七五)八月十四日条には、「一、大内從四位下左京大夫政弘(卅)、氏ハ多々羅朝臣也、百済国聖明王末也云々、先祖来日本国之時、著岸多々羅濱之故、則末流称多々羅氏、大内郡二住故、号大内也、代々為周坊助、建武以來、補長門・周坊兩國之守護、依尊氏將軍之命也、義弘来為左京大夫云々、」とあり、尋尊は大内氏が百済聖明王の末裔であると記している。尋尊が大内氏の百済先祖傳承を記録した理由は分からないが、この二年前、『大乘院寺社雜事記』文明四年(一四七三)五月二十七日条に「大内者本来非日本人、蒙古国者也、或又高麗人云々、其船寄来于多々羅濱之間、則以其所之号、為多々羅氏、於中国九州一族数輩在之、希有事也」とあるのが注目に値する。これは、政弘が尋尊を通して一条兼良に故大内教弘肖像画の讚を求めた際に記したものである。直接な契機はわからないが、この三年の間に政弘による働きかけがあった可能性が高いだろう。というのも、各記事の主語が「大内」から「大内從四位下左京大夫政弘」に変わっていることが注目される。

また応仁の乱中、まだ在京していた政弘が周防の氷上山妙見社の分霊を京都の陣中に勧請するが、そのときの「大内氏政弘妙見大菩薩勧請告文」文明九年(一四七八)二月の告文や、興隆

寺を勅願寺化するため、後土御門天皇に提出した由緒書「大内多々羅氏譜牒」にも大内氏の琳聖太子先祖傳承が語られている。以上のことを考えると、政弘が中央に向けて積極的に自分の先祖傳承を宣伝していたことは確かであろう。